

未支給年金の請求について

1 未支給年金を請求できる方

遺族共済年金の支給を受けていた方（以下「死亡した方」といいます。）が死亡したときに、その方が支給を受けなかつた給付（以下「未支給年金」といいます。）があるときは、請求により死亡した方と生計を同じくしていた三親等以内の親族の方（※）にお支払いします。

※①子、②父母、③孫、④祖父母、⑤兄弟姉妹、⑥甥・姪、⑦子の配偶者など（複数いる場合は、番号の小さい方）で、日本年金機構へ遺族厚生年金の未支給年金を請求した方と同じ方。

2 請求に必要な書類

未支給年金を請求する方（以下「請求者」といいます。）は、次の書類を提出してください。

	提出書類	注意事項
ア	未支給年金決定請求書	<ul style="list-style-type: none">●表面及び裏面の1～2を記入してください。●死亡した方と請求者の住民票上の住所が異なる方は、裏面の「生計同一関係に関する申立書」に必要事項を記入してください。 ※生計同一関係証明書類（裏面の3を参照）を提出している場合は、第三者による証明欄の記入は不要です。
イ	請求者の通帳のコピー	<ul style="list-style-type: none">●金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人フリガナを確認することができるページのコピーを提出してください。●公金受取口座での受取りを希望する場合に限り、提出を省略することができます。公金受取口座については、裏面の4を参照してください。
ウ	請求者と死亡した方の続柄が確認できる書類	<p>下記のいずれかの書類</p> <ul style="list-style-type: none">●戸籍 全部事項証明（謄本）●戸籍 個人事項証明（抄本）●法定相続情報一覧図の写し <p>※いずれも原本（コピーではお受けできません。）</p> <p>※上記書類で死亡した方と請求者の続柄が確認できない場合は、上記書類に加え続柄が分かる書類を提出してください。</p> <p>※原本返却希望の方は、裏面の5の（4）を参照してください。</p>
エ	死亡の事実を明らかにできる書類	<p>下記のいずれかの書類</p> <ul style="list-style-type: none">●市区町村に提出した死亡診断書（死体検査書等）のコピーまたは死亡届の記載事項証明書●住民票除票●死亡した方の「除籍」が記載されている戸籍 全部事項証明（謄本）または、戸籍 個人事項証明（抄本）

3 生計同一関係証明書類について

以下の（ア）～（オ）のいずれかの書類を提出した場合は、未支給年金決定請求書の表面にある「生計同一関係に関する申立書」への第三者証明の記入は不要です。

ケース	生計同一関係証明書類
（ア）健康保険等の被扶養者になっている場合 (国民健康保険は該当しません)	健康保険被保険者証等のコピー (保険者番号及び記号・番号等を判別、復元できないようマスキング(黒塗り等)してください。)
（イ）給与計算上、扶養手当等の対象になっている場合	給与簿または賃金台帳等のコピー
（ウ）税法上の扶養親族になっている場合	源泉徴収票または課税台帳等のコピー
（エ）定期的に送金がある場合	預金通帳、振込明細書または現金書留封筒等のコピー
（オ）病気療養・介護による別居の場合	入院・入所証明、入院・入所に係る領収書等のコピー (宛名に未支給年金を請求する方のお名前が記載されているものに限ります。)

4 公金受取口座について

未支給年金などの給付金を受け取るためにデジタル庁に登録した口座を公金受取口座といいます。

詳しくは、デジタル庁ホームページの公金受取口座に関するページをご確認ください。

5 その他注意事項

- (1) 未支給年金を受けることができる同順位の親族が2人以上いるときは、その金額を1人に支給することにより、同順位の親族全員に対して支給したものとして扱われます。
- (2) 未支給年金の請求を行ってから未支給年金が支払われるまで、概ね2～3か月かかります。書類に不備・不足等がある場合、不備書類等が揃った時点から同様の期間が必要となります。
- (3) 提出していただいた書類で生計同一関係を確認することができない場合は、追加で書類の提出をお願いすることがありますので、ご了承ください。
- (4) 提出していただいた書類の返却をご希望の方は、返却希望の書類名を記載し、返信用封筒にあて先を記入し、郵送に必要な切手を貼って、書類と一緒にお送りください。なお、年金の手続きに使用することを目的として、条例等に基づき、市区町村役場が交付手数料を免除または減免した上で交付する戸籍等の書類については、原本を返却することはできませんのでご注意ください。
- (5) お手続きは郵送のみとなっております。来訪でのお手続きはお断りしておりますのでご注意ください。
- (6) 未支給年金は受給者の死亡後5年を経過すると時効が成立し請求権が消滅します。

6 お問い合わせ先

未支給年金の請求についてご不明な点がある場合は、日本鉄道共済組合までお問い合わせください。

日本鉄道共済組合 年金係 電話番号 045-222-9512

ホームページアドレス <https://www.jrkyosai.or.jp>

(注) 電話でお問い合わせの場合には、祝祭日を除く、月曜日から金曜日の

10:00～12:00、13:10～16:00の間にお願いします。

サービス向上のため、通話内容を録音させていただいておりますので、ご了承ください。